

ひとり親家庭支援センター業務委託に係る
公募型参加意思確認方式の公示

令和8年3月6日

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課長

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

1 本招請の趣旨

岡山県では、令和8年度ひとり親家庭支援センター業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子福祉団体である公益財団法人岡山県愛染会との随意契約により契約を締結する予定としている。

については、当該法人以外の者で下記の応募条件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

参加意思表明者がいない場合、又は参加資格条件等を満たしていない場合は、公益財団法人岡山県愛染会（以下「契約予定者」という。）と随意契約手続を行う。

2 業務の目的

この業務は、岡山県内に住所を有するひとり親家庭の母等を対象に、就業相談等の就業支援事業や母子・父子自立支援プログラム策定事業、養育費確保に係る相談支援事業等を実施し、ひとり親家庭の母等の就業を支援すること及びひとり親家庭の相談に応じることを目的とする。

3 業務の内容

別紙「ひとり親家庭支援センター業務 委託仕様書」のとおり

4 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 応募資格

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる母子及び父子並

びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する「母子・父子福祉団体」であって、当該業務に使用される者が主としてひとり親家庭の母及び父子並びに寡婦であること。

- (2) 業務遂行に必要な技術、人員、信用、設備及び実績を有すること。
- (3) 岡山県内に本店、支店又はこれに準じる事務所を置く、又は置こうとする法人、その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (4) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合も含む。）の規定により岡山県における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - オ 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体及び役員のうち、暴力団の構成員等に該当する者がいる団体
 - キ 岡山県税及び消費税に未納がある者

6 手続等

(1) 担当課

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課家庭支援班
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
直通電話 086-226-7349 F A X 086-234-5770

(2) 仕様書の入手方法

令和8年3月13日（金）までに（1）にて直接受け取ること。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

なお、岡山県ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/599199.html> からダウンロードすることもできる。

(3) 仕様書等に対する質問の受付

令和8年3月13日（金）までに、「委託仕様書に対する質問・回答書」

(様式3)にて(1)へFAXにより提出すること。

なお、回答はFAXで回答するとともに、必要に応じて、内容を岡山県子ども・福祉部子ども家庭課ホームページに掲載する。

(4) 参加意思表示手続き

この業務に参加を希望する者は、「参加意思表示書」(様式1)及び必要書類を次のとおり提出しなければならない。また、参加意思表示者は、県の担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

①提出書類

ア 参加意思表示書(様式1)

イ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ウ 5(4)の欠格事由に該当しない旨の申立書(様式2)

②提出部数

正本1部

③提出場所及び提出方法

(1)へ持参又は郵送(簡易書留、その他これに準じる方法によるものとする)すること。

④提出期限

令和8年3月13日(金)午後5時(必着)

⑤参加意思表示者の資格要件の審査結果

ア 参加意思表示書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、企画提案に参加することが出来ない。

イ 上記アの通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に上記6(1)の宛先にFAXで説明を求める書面を提出することができる。

7 審査手続き

企画提案に参加する者は、次のとおり提出すること。

(1) 事業計画書等提出書類

ア 見積書

イ 事業費内訳書(事業費の内訳を記載すること)

ウ 収支予算書

エ 事業実施計画書(資金計画等を記載)

オ 事業企画書(各種方針等を記載)

カ 類似事業の受託実績

キ 受託申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

ク 受託申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

ケ 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要がわかるもの

コ 役員の名簿（役職名、住所、任期、配偶者の有無等）

サ 職員の名簿（役職名、配偶者の有無、児童扶養の有無）

(2) 提出部数

4部（正本1部、副本3部）

(3) 提出場所及び提出方法

上記6(1)へ持参又は郵送（簡易書留、その他これに準じる方法によるものとする）すること。

(4) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

8 審査方法等

(1) 参加意思表明書が提出された場合は、審査要領において審査する。

(2) 審査は、提出書類及び必要に応じて応募者から内容確認した事項について行う。

(3) 委託業者の選定に当たり、応募者による説明を実施する場合がある。実施方法等の詳細については、別途連絡する。

(4) 応募者がいない場合、又は審査会が適当と認める者がいない場合は、契約予定者と契約手続を行うこととする。

(5) 審査結果は審査後、書面により通知する。

9 その他

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(3) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。

(4) 資格審査の公平を図るため、当該申請書及びその添付書類の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 本事業に係る契約は、岡山県議会において当該事業に係る予算が議決されることを条件とする。